

江戸川区国民保護計画【資料編】平成27年度修正(案)新旧対照表

資料6-3

		旧	新
編・章	ページ	内容	内容
第1編 第3章 第4章 第3編 第6章	3	<u>(新規)</u>	<u>「江戸川区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則」を追加</u>
	3	<u>(新規)</u>	<u>「江戸川区災害応急対策要綱」を追加</u>
	5	<u>(時点修正)</u>	「関係機関の連絡先」を <u>平成27年7月3日現在に修正</u>
	8	<u>(時点修正)平成20年1月1日現在</u>	「人口」を <u>平成27年4月1日現在に修正</u>
	18	<u>(時点修正)平成18年4月1日現在</u>	「救援の程度及び方法の基準」を <u>平成27年4月1日現在に修正</u>
	27	<u>(時点修正)平成20年6月25日現在</u>	「江戸川区国民保護協議会委員名簿」を <u>平成27年7月3日現在に修正</u>

江戸川区国民保護計画【資料編】平成27年度修正(案)新旧対照表

編・章	ページ	旧 内 容	新 内 容
<p><参考> 用語集</p>	3 1	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>緊急情報ネットワークシステム(通称:Em-Net(エムネット))</u></p> <p><u>内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「L GWAN」を利用した国(総理大臣官邸)と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。</u></p>
	3 1	<p>指定行政機関</p> <p>政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、<u>防衛省、防衛施設庁</u>、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力安全・保安院</u>、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁<u>及び環境省</u> (国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号)</p>	<p>指定行政機関</p> <p>政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、<u>消費者庁</u>、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、<u>観光庁</u>、気象庁、海上保安庁、<u>環境省、原子力規制委員会及び防衛省</u> (国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号)</p>
	3 2	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>全国瞬時警報システム(通称:J-ALERT(Jアラート))</u></p> <p><u>弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。</u></p>

江戸川区国民保護計画【資料編】平成27年度修正(案)新旧対照表

編・章	ページ	旧 内 容	新 内 容
	33	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>東京DMAT</u></p> <p><u>大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。</u></p>
	33	<p><u>要援護者</u></p> <p><u>高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることが特に困難な人を指す。本計画では、災害時要援護者の略称として用いている。</u></p>	<p><u>要配慮者</u></p> <p><u>発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。</u></p>